

9 学校教育全体で進める教育活動

(3) 伝統や文化に関する教育(超スマート社会やグローバル社会への対応)

求められる資質・能力 の育成

平成18年12月、教育基本法が改正され、教育の理念の一つとして「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」(第2条第5号)が新たに盛り込まれた。

社会が超スマート化、グローバル化するなど、めまぐるしく変化する中、自国や他国の言語や文化を理解し、日本人としての美德やよさを備えつつ、グローバルな視野で活躍するために必要な資質・能力の育成が求められている。例えば、言語能力を高め、国語科で情報を的確に捉えて考えをまとめ表現できるようにすることや、外国語を使って多様な人々と目的に応じたコミュニケーションを図ることができるようにすることが、こうした資質・能力の基盤となる。加えて、古典や歴史、芸術の学習等を通じて、日本人として大切にしてきた文化を積極的に享受し、我が国の伝統や文化を語り継承していけるようにすること、様々な国や地域について学ぶことを通じて、文化や考え方の多様性を理解し、多様な人々と協働していくことができるようにすることなどが重要である。

自らの国や地域の伝統や文化についての理解を深め、尊重する態度を身に付けてこそ、変化する社会の中で自分とは異なる文化や歴史に敬意を払い、これらに立脚する人々と共存することができるといえる。国際社会で活躍する日本人の育成を図る上で、自らの国や地域の伝統や文化を受け止め、その良さを継承・発展させるための教育を充実することが求められる。

そのためには、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間、特別活動等において、学習指導要領に示された各教科等における指導内容を踏まえ、体験的な学習や課題解決型の学習等を取り入れ、教育活動全体を通じて組織的・計画的な実践を展開することが大切である。

伝統や文化に関する 教育の充実

幼稚園教育要領及び学習指導要領のポイントとして、教育内容の改善事項の一つに、「伝統や文化に関する教育の充実」が示され、各教科等において具体的に充実を図ることが求められている。

幼稚園教育要領では、身近な環境との関わりに関する領域「環境」の内容の取扱いの中で、「文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにすること。」が示されている。

学習指導要領では、小・中学校国語科において「引き続き、我が国の言語文化に親しみ、愛情をもって享受し、その担い手として言語文化を継承・発展させる態度を小・中・高等学校を通じて育成するため、伝統文化に関する学習を重視することが必要である」という中央教育審議会答申を踏まえ、「伝統的な言語文化」「言葉の由来や変化」「書写」「読書」に関する事項を、「我が国の言語文化に関する事項」としてその内容の改善が図られた。その他にも、主な文化財や年中行事の理解(小：社会)、我が国や郷土の音楽、和楽器(小中：音楽)、武道(中：保健体育)、和食や和服(小：家庭、中：技術・家庭)等、伝統や文化に関する指導の充実を示している。

京都府の取組

「第2期京都府教育振興プラン」推進方策6「文化振興と文化財の保存・継承・活用」に基づき、「文化を未来に伝える次世代育み事業」、「高校生『京の文化力』推進事業」、文化財及び府立郷土資料館を活用した出前授業や体験学習等を実施し、博物館や美術館と連携した子どものための文化芸術鑑賞・体験を支援する取組を行っている。また、美術工芸展等子どもが心を込めて作った作品を発表する場の提供、京都の自然・歴史・文化・伝統行事・伝統産業等を学ぶ機会の充実、伝統・文化の次世代への継承を図る取組の推進を行っている。

そして、推進方策6(24)「京都の伝統と文化を守り、新たな文化を創造する感性の育成」に基づき、文化庁と連携し、地域の祭りや伝統芸能を次世代に継承するとともに、地域の文化を活用して地域活性につなげる取組に参画し、文化的な軸を持って新たな価値を生み出し、発信できる資質・能力の育成を図っている。

京都府は歴史的な伝統を守りつつ、新しい文化を常に創造し続けてきた。授業を通して、児童生徒の伝統や文化を尊重する態度を養い、地域を愛する心をはぐくむこと、そして、それらを発信できる力を身に付けさせることが重要である。

また、推進方策1(4)「京都と日本を知り、世界に通用するグローバル人材の育成」に基づき、外国語によるコミュニケーション能力の育成と、多様な文化を理解し尊重する資質や能力を備えた価値観や文化的背景の理解を深める取組の充実を図り、国内外の高校・大学や企業等と連携し、ICTを活用した遠隔教育を通して国際社会で活躍できるイノベティブでグローバルな人材の育成を図っている。

「グローバル人材」の概念

要素Ⅰ：語学力・コミュニケーション能力

要素Ⅱ：主体性・積極性、チャレンジ精神、協調性・柔軟性、責任感・使命感

要素Ⅲ：異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティー

(「グローバル人材育成推進会議」審議まとめ 平成24年6月4日)

海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒の指導

海外から帰国した児童生徒等については、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うことが必要である。また、日本語の習得に困難のある児童生徒については、個々の児童生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行う。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に当たることが必要である。

《参考資料》

- 「外国人児童生徒 受入れの手引 改訂版」(文部科学省 平成31年3月)
- 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(中央教育審議会 平成28年12月)
- 「CLARINETへようこそ」(海外子女教育、帰国・外国人児童生徒教育等に関するホームページ 文部科学省)
- 「グローバル人材育成推進会議」審議まとめ(文部科学省 平成24年6月)
- 「外国人児童生徒に関する指導の指針」(京都府教育委員会 平成19年5月)
- 「京都府の『歴史・伝統・文化』を学ぶために・教えるために」(京都府総合教育センター 令和6年6月)